



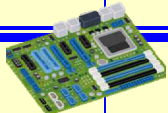





# 奈良県最低賃金

平成29年10月1日 発効

## 時間額 786 円

最低賃金は奈良県内で働くすべての労働者に適用されます。  
なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。（但し、適用除外該当者は除きます）

特定（産業別）最低賃金	発効日	適用除外 「奈良県最低賃金」が適用されます。
奈良県はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用 機械器具製造業最低賃金 	時間額 <b>860</b> 円 平成29年 12月27日	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて 行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、か しめ、穴あけ、組付け又は取付けの業務 
奈良県電子部品・デバイス・ 電子回路、発電用・送電用・ 配電用電気機械器具、産業 用電気機械器具、民生用電 気機械器具製造業最低賃金 	時間額 <b>849</b> 円 平成29年 12月27日	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて 行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、 刻印打ち、検数、選別、レットルはり、植札付け、包装、袋詰 め、箱詰め又は電線被覆はく離の業務
奈良県自動車小売業 最低賃金 	時間額 <b>851</b> 円 平成29年 12月27日	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 洗車又はワックスかけの業務 ハ 塗装におけるマスクングの業務 ニ 駐車場内整理又は納車引取りの業務 ホ 書類等の事業場内集配の業務 
奈良県木材・木製品・ 家具・装備品製造業 最低賃金 (注) 	日額 <b>6,527</b> 円 時間額 <b>816</b> 円 平成元年 1月25日	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者  (注)適用者 次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に 従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のもの イ 製材の段取り又は木取りの業務 ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤（以下「製材用のこ ぎり」という）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、 機械の操作、歩出し又は腹押し業務 ハ 製材用のこぎりの目立ての業務 ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

雇ったら入るのが、トップの義務

## 労働 保険

労災保険  
雇用保険



## 最低賃金確認した?



### 奈良労働局・労働基準監督署

## 平成 29 年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	810	H29.10.1	石川	781	H29.10.1	岡山	781	H29.10.1
青森	738	H29.10.6	福井	778	H29.10.1	広島	818	H29.10.1
岩手	738	H29.10.1	山梨	784	H29.10.14	山口	777	H29.10.1
宮城	772	H29.10.1	長野	795	H29.10.1	徳島	740	H29.10.5
秋田	738	H29.10.1	岐阜	800	H29.10.1	香川	766	H29.10.1
山形	739	H29.10.6	静岡	832	H29.10.4	愛媛	739	H29.10.1
福島	748	H29.10.1	愛知	871	H29.10.1	高知	737	H29.10.13
茨城	796	H29.10.1	三重	820	H29.10.1	福岡	789	H29.10.1
栃木	800	H29.10.1	滋賀	813	H29.10.5	佐賀	737	H29.10.6
群馬	783	H29.10.7	京都	856	H29.10.1	長崎	737	H29.10.6
埼玉	871	H29.10.1	大阪	909	H29.9.30	熊本	737	H29.10.1
千葉	868	H29.10.1	兵庫	844	H29.10.1	大分	737	H29.10.1
東京	958	H29.10.1	<b>奈良</b>	<b>786</b>	<b>H29.10.1</b>	宮崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新潟	778	H29.10.1	鳥取	738	H29.10.6	沖縄	737	H29.10.1
富山	795	H29.10.1	島根	740	H29.10.1	全国加重平均額	848	

- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金額を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされますので、最低賃金額以上の賃金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。
- 派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは、奈良労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ  
 なお、奈良労働局HP（<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）でも  
 最低賃金に関する情報をご覧いただけます。

**奈良労働局賃金室 TEL. 0742-32-0206**

奈良労働基準監督署 TEL.0742-23-0435 桜井労働基準監督署 TEL.0744-42-6901

葛城労働基準監督署 TEL.0745-52-5891 大淀労働基準監督署 TEL.0747-52-0261